

議案第131号

葛飾区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 3 日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

常勤の監査委員の給料の月額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区監査委員の給与等に関する条例（平成 3 年葛飾区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「66万9,000円」を「69万2,000円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の葛飾区監査委員の給与等に関する条例の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。